

政府による緊急事態宣言が埼玉県に対して発令された場合の対応
(民事部における基本方針)

令和2年4月7日

※ 対応ぶりは、緊急事態宣言の内容・期間にもよるところではあるが、以下では、5月6日までの間、日中の移動の制限を要請された場合を念頭においている。

1 弁論部での対応

(1) 事務の範囲の限定

ア 当初の2,3日は、対象期間内に実施が予定されている口頭弁論、弁論準備手続などの期日で取消しを行うものにつき、その変更に係る決定（次回期日は追って指定。）とそれに伴う通知に関する事務を行う。

イ その後は、外部からの照会・問合せなどへの対応、新件事件の受理などの事務を行うほか、各部署、各手続の種別、状況に応じ、必要最低限度の事務、緊急性を要する事務を中心に処理する。

(2) 登庁する職員（裁判官を含む）の削減

ア 上記アの事務については、通常どおりの人員で行う。

イ 上記イの事務については、部総括裁判官及び主任書記官以上の管理職員を除き、書記官、事務官については、原則として週単位で2つに班分けして1週当たり1班の職員で対応し、裁判官については、適宜の人数で対応する。その後の期間については、事務量の推移に応じ、登庁する職員数を適宜調整することを検討する。

部総括裁判官及び主任書記官については、期日変更終了後の週の前半について不測の事態への対応の必要から出勤することとするが、その後については、状況の推移に応じ、他の部の管理職等と調整のうえ、在宅勤務への移行も行う。

2 非訟部での対応

(1) 保全事件・DV事件

通常どおりの処理を行う。ただし、事件の個別事情を考慮して進行を判断する。

(2) 不動産執行

ア 係属中の事件

① 売却実施処分済みの事件（4月15日開札）はそのまま事件処理を継続し、売却許可決定までを行う。ただし、代金納付期限は指定を留保する。

- ② 5月20日開札の第5回実施処分（2月25日実施処分）は、実施処分を取り消す。
- ③ 新たな売却実施処分は留保する。
- ④ 新たな配当期日は指定しない。
- ⑤ 指定済みの期日（配当期日等）は原則として取り消す。ただし出頭の可能性と取り消すことにより増加する事務処理の量を勘案し、出頭の可能性が少ない事件で、既に配当表の原案作成済みの事件については配当期日を実施する。
- ⑥ 代金納付期限通知を発送済みの事件は、買受人と代金納付日が重複しないように調整したうえで、代金納付手続及び登記嘱託手続を行う。
- ⑦ 取下処理は行う。
- ⑧ 発令済の現況調査命令、評価命令の交付は行う。

イ 新規事件

(ア)事件につき差押完了まで実施する。ただし、現況調査命令、評価命令は発令しない。その他の事件は登庁している職員の処理できる範囲で行う。

ウ 相談対応

情報取得等の電話照会については、インフォメーション21を案内するなどして、短時間で済ませるようにする。

(3) 債権執行

ア 係属中の事件

- ① 取下通知は行う。ただし、給与の差押及び大口の預金債権の事件を優先し、緊急性のないもの（空振り）はできる範囲で行う。
- ② 指定済みの期日（配当期日等）は原則として取り消す。ただし出頭の可能性と取り消すことにより増加する事務処理の量を勘案し、出頭の可能性が少ない事件で、既に配当表の原案作成済みの事件については配当期日を実施する。
- ③ 新たな配当期日は指定しない。

イ 新規事件

(ア)事件の差押完了まで実施する。ただし、養育費の発令を優先し、事件種別又は件数に上限を設ける（登庁している職員の処理できる範囲で処理し、翌々日発令にとらわれない。）。

ウ 相談対応

できるだけ短時間で済ませる（担当者不在の現状を説明するなどして理解を求める。）。

(4) 破産

ア 係属中の事件

- ① 債権者集会は、期日に多数の出頭が見込まれる事件（1件）については期日を取り消す。その他の事件の期日は実施するが、延期とする。
- ② 新たな決定・命令等は特に急ぐものを除き留保する。意見申述期間を経過した免責申立事件についても処理を留保する。

イ 新規事件

- ① 管財事件については原則、開始決定を行わない。
- ② 同時廃止事件については特に急ぐものを除き処理を留保する。

(5) 再生

ア 係属中の事件

開始決定後事件につき、書面決議前の事件については、再生計画案が提出された時点で事件進行を行わない。書面決議後の事件については、回答期限経過後も認可決定を行わない。それ以外については、登庁している職員で処理が可能な範囲で、開始決定時で定めたスケジュールに対応した業務を行う。

イ 新規事件

- ① 新たな開始決定は行わない。
- ② 登庁している職員で新件受理や審査を行う。

(6) 商事非訟事件（商事過料事件を含む。）

- ① 既に期間中に期日指定されている事件は、期日変更を行う。
- ② 新たな決定については、特に急ぐものを除き留保する。